

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町出来庭二丁目一四二九番一、一四二九番二、一四三〇番、一四三一番一、一四三一番四、一四三一番五、一四三一番六、一四三二番二、一四三二番九、一四三二番一〇、一四三四番四、一六〇〇番二の一部、一六一〇番四、一六一〇番五の一部、一六一〇番六の一部、一六三一番一、一六三一番二、一六三二番一、一六三二番二、一六三二番三、一六三三番一、一六三三番二、一六三三番三、一六三三番四、一六三四番、一六三五番、一六三六番、一六三七番二、一六三七番四の一部、一六三八番一、一六三八番二、一六三八番三、一六三八番四、一六三八番五の一部、一六四九番一、一六四九番二、一六五〇番二、一六五〇番三、一六五一番、一六五二番一、一六五二番二、一六五二番三、一六五二番四、一六五三番一、一六五三番二、一六五三番三、一六五三番四、一六五三番五、一六五四番一、一六五四番二、一六五四番四、一六五四番五、一六五四番七、一六五六番一、一六五六番二、一六五六番三、一六五六番四、一六五六番九、一六五六番一〇、一六五七番一、一六五七番三、一六五七番四、一六五七番五の一部、一六五七番八、一六五八番一の一部、一六五八番三の一部、一八三一番二の一部、一八三一番六の一部、一八三一番七、一八三二番三、一八三二番四、一八三二番五、一八三二番六、一八三二番七の一部、一八三三番二、一八三三番三、一八三四番一、一八三四番二、一八三四番三、一八三四番四、一八三四番五、一八三四番六、一八三五番一、一八三五番二、一八三五番三、一八三五番四、一八三六番一、一八三六番二、一八三七番一、一八三七番二、一八三七番三、一八三八番一、一八三八番二、一八三八番三、一八三八番四、一八三八番五、一八三八番六、一八三八番七、一八三八番八、一八三八番九、一八三九番一、一八三九番二、一八四〇番一、一八四一番、一八四三番一の一部、一八四三番二、一八四三番三の一部、一八四六番一、一八四六番二、一八四七番一、一八四七番二、一八四八番一、一八四八番三、一八四八番四、一八四八番五、一八四九番一、一八四九番二、一八四九番三、一八四九番四、一八四九番五、一八五〇番一、一八五〇番二、一八五〇番四、一八五〇番六、一八五〇番七、一八五〇番八、一八三三番一地先から一八三七番二地先里道、一八三七番二地先から一八三八番五地先里道、一八四三番一地先から一六三二番一地先里道、一八四七番六地先から一八三八番五地先里道、一六三八番一地先里道、一六五一番地先から一六五二番三地先里道、一四三一番五地先から一四三一番六地先里道、一八五〇番二地先から一八三六番一地先水路、一八三一番六地先から一八三二番六地先里道、一八三二番六地先から一八三四番三地先里道、一八四三番五地先から一八四三番一地先里道、一六五一番地先水路、一六三八番一地先から一六三七番二地先水路、一六三八番二地先水路、一六三二番一地先水路、一六三八番一地先から一六〇〇番二地先水路、一六三八番二地先から一六三八番五地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福山市南蔵王町六丁目二六番七号

株式会社 ハローズ

代表取締役社長 佐藤 利行